

鎌倉市教育委員会 令和2年3月定例会会議録

○日時 令和2年(2020年)3月17日(火)
8時57分開会 10時13分閉会

○場所 鎌倉市役所 201会議室

○出席委員 安良岡教育長、齋藤委員、山田委員、下平委員、朝比奈委員

○傍聴者 0人

○本日審議を行った案件

日程1 報告事項

- (1) 教育長報告
- (2) 部長報告
- (3) 課長等報告

ア 県費負担教職員人事の内申に係る専決処分の報告について

イ 鎌倉市立小中学校における一斉臨時休業にかかる専決処分の報告について

ウ 「鎌倉市図書館資料管理方針」及び「鎌倉市図書館資料管理基準」の改定について

エ 鎌倉市文化財年報 平成30年(2018年)度の刊行について

オ 行事予定(令和2年(2020年)3月17日～令和2年(2020年)4月30日)

日程2 議案第32号

鎌倉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について

日程3 議案第33号

鎌倉市学校技能員の服務等に関する規程の一部を改正する規程の制定について

日程4 議案第34号

鎌倉市学校給食調理員の服務等に関する規程の一部を改正する規程の制定について

日程5 議案第35号

鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

日程6 議案第36号

鎌倉市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

日程7 議案第37号

鎌倉市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定につ

いて

日程 8 議案第38号

市有地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について（腰越小学校）

日程 9 議案第39号

市有地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について（稲村ヶ崎小学校）

日程10 議案第40号

市有地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について（玉縄中学校）

日程11 議案第41号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について

日程12 議案第42号

令和2年度（2020年度）鎌倉市学校教育指導の重点について

安良岡教育長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより3月定例会を開催する。本日の会議録署名委員を、下平委員にお願いする。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりである。なお、日程の1、報告事項のア「県費負担教職員人事の内申に係る専決処分の報告について」は、人事案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開にしたいと思うが、ご異議ないか。

（異議なし）

安良岡教育長

異議なしと認め、日程の1、報告事項のアについては非公開とし、公開案件が終了した後に、報告を行うこととする。

では、日程に従い、議事を進める。

1 報告事項

(1) 教育長報告

安良岡教育長

前回は2月3日だったので、1月以上間が空いて、久しぶりに皆さんにお会いしたと思っている。

2月12日から2月市議会定例会が始まり、本会議、一般質問が行われた。内容については、部長から報告させていただきたいと思う。

2月22日に、鎌倉市のPTA連絡協議会も市P大会が開催されたが、コロナウイルス対策ということで、関係者以外は入場制限をさせていただき、PTAの役員さん等を中心に、大会が深沢行政センターで行われた。その後、委員総会が行われ、来年度の新しい役員等の承認があったところである。

2月28日に、安倍首相の全国の小・中・高等学校休校発言があり、3月2日から25日まで休校だということで、その日の夕方から臨時の校長会を開き、鎌倉としてどう対応するかということを相談し、このまま休校にするのは少し難しいので、3月2日の月曜日は朝学活だけやって帰し、3日から25日までを休校ということで、28日の金曜日に決めたところである。

卒業式が間にあるので、中学校は延期、小学校は19日の予定で休校に入ったところである。持ち物を全部持って帰るのは難しかったので、できる範囲で、3月2日は子どもたちに荷物等を持って帰り、その後の話を何もしていないので、どこかで登校日を設けようという予定で、まずは3月2日は終わった。

その後、3月10日に、卒業式を校長会と相談した結果、3月26日午前中に小学校、午後に中学校で行うということを決めさせていただいた。まだこの段階では、卒業生と教職員で行うということを決めたところである。なお、修了式は、3月27日に行うこととし、1年生から5年生、中学校の1年生、2年生が来て、修了式を行うということである。

その後、3月12日ということで、登校日ということで校長会と相談をさせていただき、小学校は16日、23日、中学校は17日、今日が1年生、明日18日が2年生、24日が3年生が登校するという予定で、登校日を決めた。今のところ、このような状況である。

また詳しい状況については、後ほど説明させていただきたいと思う。

私からは以上だが、委員の皆様から何かあるか。

(教育委員からは、特になし)

(2) 部長等報告

教育部長

本日は、教育委員会も時間短縮ということでさせていただきたいと思うので、通例で行っている市議会2月定例会の概要については、配付した資料のとおりで、内容についての説明は、省略をさせていただきたいと思う。

また、本日、その他の報告についても、内容の説明の必要な文言について報告させていただくが、それ以外については配付の資料のとおりという取り扱いをさせていただくので、ご了承いただきたい。

文化財部長

議会の関係は教育部長から説明したとおりだが、文化財として、コロナウイルス対策として、鎌倉国宝館、鎌倉歴史文化交流館については、2月28日から3月31日まで期間は閉館ということで対応している。

安良岡教育長

議会報告にあるGIGAスクールについては、また後程説明させていただきたいと思う。

今の段階では、子ども1人1台タブレット整備をしようということの準備について、報告をしたところである。

(3) 課長等報告

イ 鎌倉市立小中学校における一斉臨時休業にかかる専決処分の報告について

安良岡教育長

報告事項のイ「鎌倉市立小中学校における一斉臨時休業にかかる専決処分の報告について」、報告をお願いします。

教育部長

課長等報告事項 イ、「鎌倉市立小中学校における一斉臨時休業にかかる専決処分の報告について」を報告させていただく。

なお、本件及び冒頭でご協議いただき非公開案件となった課長等報告アの「県費負担教職員人事の内申にかかる専決処分の報告について」は、本来教育委員会の会議に提案すべき事項だが、急施を要し会議に提案する時間的余裕がないため、鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則第2条第2項の規定に基づき、鎌倉市教育委員会教育長による専決処分をもってその事務を代理したことを報告するものであるので、以降の説明においては、専決処分による報告の旨の説明は省略させていただくことをご了承願う。

それでは、議案集の1ページをご参照いただきたい。

令和2年2月28日付け元文科初第1585号にて、文部科学省事務次官から「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」との通知があった。その内容は、「今がまさに感染の流行を早期に終息させるための極めて重要な時期であることを踏まえ、日常的に子どもたちが長時間集まることによる感染リスクに予め備えるとの観点において、学校保健安全法第20条の規定に基づく臨時休業をお願いしたい」とのことであった。

鎌倉市教育委員会では、この通知に際し、学校長との協議を行いながら慎重に検討した結果、本市としても児童・生徒の感染リスクを軽減させ、その健康を守る必要があるとの観点から、鎌倉市立小学校及び中学校25校について、その全てを一斉臨時休業すべきとの結論に達したところである。

次に、専決処分をした一斉臨時休業の期間について報告する。休業期間は、令和2年3月3日火曜日から学年末休業日の開始前日となる3月25日水曜日までとした。

次に、卒業式等について報告する。卒業式については、3月26日木曜日午前に小学校、同日の午後に中学校で実施することとした。卒業式はかけがえのない行事であることから、感染拡大防止のための時間短縮、式の内容の工夫等とともに、人数制限付きでの保護者参加の方向で実施をしていきたいと考えている。

なお、修了式につきましては、小・中学校とも3月27日金曜日に実施していく予定としている。

(質問・意見)

安良岡教育長

3月10日に卒業式は26日に行うという通知をしたところで、その段階では、まだ式に参加するのは卒業生と教職員だけということでお知らせをしたが、その後も子どもたちあるいは保護者の皆さんから何とか入れないのか、卒業式に参加できないのかという声もある。一応それは校長会と確認をし、人数制限という中で、1名という形で進めようと考えているところである。そして、そのお知らせを、皆さんに今日ご確認いただき、明日各学校から保護者宛にメールで「保護者1名の参加とする」という通知を出そうと準備を進めているところであるが、いかがか。

山田委員

保護者の立場にどうしてもなってしまうのだが、なかなかない機会であるので、2名参加を認めてあげたい。状況は分かった上で申し上げているのだが、特に小学生について、というのが希望である。

安良岡教育長

文部科学省からも、できれば子どもたちが間を開けて座れるようにするよう指示があるので、そういったことを考えると、体育館で子どもたちも保護者も広くとなると、なかなかそこまでの人数が難しいとしたところである。

山田委員

反対ということではなく気持ち的な問題と、場合によっては、こういう今までなかったと思うのだが、屋外でやるといったことも、天気の良い季節だと思うので、桜の下でというのも、運動会のような感じで、いかがか。

安良岡教育長

修了式を今までは体育館でやっていたのだが、修了式は校庭でやろうかという思いのある校長先生もいらっしゃる。体育館に集められないので、放送でやろうということで計画しているそうだが、天気良ければ校庭で集まって、間を広げてやろうという計画はあるそうで

ある。歌を歌ったり、いろいろあるので、やはり卒業式は体育館がよいのかということで、天候が悪くなると、そういう様々変更しなければならないことがあるので、体育館で今予定をしているところである。

齋藤委員

私も、保護者の立場とすれば、やはりお祝いで出たい、姿を見たいという気持ちはあると思うのだが、現状を踏まえて考えていけないといけないというのが、一つある。今、お話にあったように、青空の日は良いと思う。前勤めていたところでは、外で間隔を離して、校庭で行った。ただ、校医さんからの話によると、歌は一切禁止という話だった。外でも禁止というのは、近所のジムのようなところで2人発症したという話があったので、急遽その措置を取ったということなのだが、でもせっかくのことだから歌はやはり歌わせたいという気持ちもあり、そういう配慮が必要で大変だと思うが、保護者の出席も致し方ない部分も含めて考えていけないといけないと思う。

安良岡教育長

明日、午後一斉メールで保護者には参加は人数制限、保護者1名ということで出席をお願いするとお伝えすることを計画しているところである。

(報告事項イは了承された)

ウ 「鎌倉市図書館資料管理方針」及び「鎌倉市図書館資料管理基準」の改定について

安良岡教育長

次に、ウ「「鎌倉市図書館資料管理方針」及び「鎌倉市図書館資料管理基準」の改定について」、報告をお願いします。

教育部次長兼教育総務課担当課長

報告事項ウ「「鎌倉市図書館資料管理方針」及び「鎌倉市図書館資料管理基準」の改定について」、報告する。

議案集は2ページをご覧ください。

「鎌倉市図書館資料管理方針」は、図書館法第3条に基づき、鎌倉市図書館における資料の管理に関し基本的な考え方を示すもので、今回の改定は、平成31年(2019年)3月に「鎌倉市図書館ビジョン」が策定されたことを受け、全面改定を行ったものである。

「鎌倉市図書館資料管理基準」は、「鎌倉市図書館資料管理方針」や「第3次鎌倉市図書館サービス計画」に基づいて、資料の管理について、必要な事項を定めたものである。

なお、いずれも施行日は、令和2年4月1日とする。今後は、図書館ホームページ等で広く市民等へ周知していく。

(質問・意見)

山田委員

4 ページの資料の区分の（3）のヤングアダルトについて、こういう表現なのか。もう少し適切な表現はないのかと感じる。議論する気はないのだが。

教育部長

図書館に確認はするが、私が聞いている範囲だと、決められている区分があり、その区分のとおり例示をしているということである。

山田委員

鎌倉市独自ではなく、図書館の方式ということか。

教育部長

そうである。

安良岡教育長

6 ページにヤングアダルトとはこういうことだと書いてはある。

山田委員

国が示すものならば仕方がないが、もし鎌倉の独自であったら、もう少し考えても良いかというだけである。

安良岡教育長

文化財部長、6 ページの郷土資料のところは、今までの近代資料との関係もあって、このような書き方で、特に問題ないか。郷土資料であるから、これでよろしいのか。

文化財部長

今回の議会でも博物館構想の関係で話題になっているところで、近代資料辺りは、こういう基準ではこの定義についてはこれでよろしいかと思うが、今後また見直しということが、連動して行っていかなければいけないと思っている。ただ、今まさに郷土資料についても、図書館資料と博物館資料の区分が明確になっていない部分もあるので、そういったところは意識して検討してまいりたい。

安良岡教育長

また、博物館構想の中で検討いただければと思う。

(報告事項ウは了承された)

安良岡教育長

次に、報告事項のエ「鎌倉市文化財年報 平成30年(2018年)度の刊行について」報告をお願いします。

歴史まちづくり推進担当次長兼文化財部次長

報告事項エ「鎌倉市文化財年報 平成30年(2018年)度の刊行について」、説明する。

議案集は10ページ、併せて机上のピンク色の表紙の資料をお配りしているので、ご覧いただきたい。

内容については、昨年度初めて刊行した年報と同じ作りになっており、ご覧のとおりであるので、ご一読いただければと思う。

こちらの年報については、各行政機関等関係機関に配付するとともに、ホームページでも公開していこうと考えている。これは、30年度、前年度1年間の総まとめのような年報になっているので、本来であれば、昨年この場でもう少し早く刊行できるようにとお話しさせていただいたのだが、今年度もこの時期となってしまった。次は、決裁が9月で数値が確定するので、それ以降着実に着手し、年内を目標に刊行できるよう努めるので、よろしく願います。

(質問・意見)

安良岡教育長

国宝館と歴史文化交流館の来場者数等、丁寧に載せていただいている。特別展なども、どのようなところが人気があるのかなど、大変参考になるところであると思うので、また何かご意見あれば、お願いしたいと思う。

(報告事項エは了承された)

オ 行事予定 (令和2年(2020年)3月17日～令和2年(2020年)4月30日)

安良岡教育長

次に報告事項のオ「行事予定」について、記載の行事予定について特に伝えたい行事等があればお願いします。

教育部次長兼教育総務課担当課長

行事予定表、議案集の11ページになるが、1番の市立小学校卒業式について、3月19日ということで記載させていただいているが、こちらについては、先ほど教育長、部長から報告させていただいたとおり、小・中学校とも3月26日木曜日に開催ということになるので、報告させていただく。

(質問・意見)

安良岡教育長

4月の当初が、今このような状況で入学式はどうなるのかと心配しており、また校長会とも相談しながら、4月の入学式や始業式、今のところ予定通り行う予定であるが、また様子を見ながら実施日は計画していきたい。今のところは、4月6日入学式、始業式の予定である。

(行事予定報告はそれぞれ了承された)

2 議案第32号 鎌倉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について

安良岡教育長

次に、日程の2、議案第32号「鎌倉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について」を議題とする。議案の説明を、願います。

教育部次長兼教育総務課担当課長

これから順次、提案議案の説明をさせていただくが、議案第32号、第33号及び第34号の一部改正議案については、主に「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が令和2年4月1日に施行され、会計年度任用職員制度が導入されることに伴うものである。

それでは、日程の2、議案第32号「鎌倉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について」提案の理由を説明する。

議案集、12ページをご覧ください。

会計年度任用職員に係る専決区分等を規定するとともに、事務の効率化等の観点から新たな専決区分を規定するため、「鎌倉市教育委員会事務決裁規程」の一部を改正しようとするものである。

まず、「鎌倉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程」第1条に係る部分から説明する。

14ページの新旧対照表をご覧ください。別表第1(1)庶務関係の表、議案集については15ページの中断に記載をさせていただいているが、新たに「要綱、要領、指針等」の専決区分を設け、「定例軽易な改正」については、部長等による専決を可能とする。

続いて、16ページから17ページになるが、別表第1(2)人事関係の表 任免の部のうち、会計年度任用職員の採用及び配置換についての事項を、部長の専決事項とする。また、ハーフタイムの会計年度任用職員については、営利企業への従事等の制限の対象外であるため、従事許可の項を削除する

続いて、20ページをご覧ください。別表第2学務課の部人事の項、こちらは学校に勤務する教職員に関する事項で、「非常勤講師」を「会計年度任用職員」に改める。なお、学務課が行う人事については、県で採用する会計年度任用職員に係る事務であるため、専決区

分は課長等としている。

以上、第1条の規定については、令和2年4月1日施行とする。

引き続き、第2条に係る部分を説明する。

23ページをご覧いただきたい。別表第2学務課の部人事の項中「臨時的任用職員」の次に「、任期付職員」を加えます。現在、県では、育休代替職員を「臨時的任用職員」として任用しているが、令和3年度以降「任期付職員」として任用することになるため、文言を追加するものである。

第2条の規定については、令和3年4月1日施行とする。

(質問・意見)

安良岡教育長

変わったところで一番大きいのは、16ページの非常勤嘱託員が会計年度任用職員になるというところか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

こちら、会計年度任用職員という制度が4月1日から施行される関係の文言を整理したものである。それから15ページの中段にある「要綱、要領、指針等」についての項目を新たに設けたのだが、こちらは今まで全て、この要綱、要領、指針等を作成するにあたっては教育長決裁という形にしていたのだが、事務の簡素化と効率化を図るために、定例簡易な改正については、部長等の決裁で実施できるという形に修正したものである。

下平委員

これは、教育委員会だけの話なのか。例えば、会計年度任用職員というのは他の課にもいて、他も一斉にこのような変更をしているのか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

会計年度任用職員は国の法律で決まっており、市長部局も全て改正を行っているところである。

下平委員

このような変更がある度に、改正をするということで分かった。

(採決の結果、議案第32号は原案どおり可決された)

3 議案第33号 鎌倉市学校技能員の服務等に関する規程の一部を改正する規程の制定について

安良岡教育長

次に、日程の3、議案第33号「鎌倉市学校技能員の服務等に関する規程の一部を改正する規程の制定について」を議題とする。議案の説明を、願います。

教育部次長兼教育総務課担当課長

日程の3、議案第33号「鎌倉市学校技能員の服務等に関する規程の一部を改正する規程の制定について」提案の理由を説明する。

議案集、26ページをご覧ください。

第2条の職員の定義に、「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」を追加し、その職をより明確にするため、「市立小中学校の環境の整備その他の用務に従事する職員」と規定する。

また、第8条の準用規定について、従来は「鎌倉市教育委員会関係規定」としていたが、準用する規定を明確にするため「鎌倉市教育委員会職員服務規程及び鎌倉市会計年度任用職員服務規程の規定」を準用することと改める。

なお、「鎌倉市会計年度任用職員服務規程」は、全ての会計年度任用職員に共通する基本的な手続き等について規定するもので、現在市長部局において制定に向けた準備を行っている。

本規程の施行期日は、令和2年4月1日とする。

(質問・意見)

安良岡教育長

改めてここで環境整備について明記した理由は、何かあるのか。特に技能員を他と区別するためということよろしいか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

会計年度任用職員がいろいろな職があるので、学校技能員についてより職務を明確にするため、このように規程を変えさせていただいた。

安良岡教育長

いろいろ、会計年度任用職員もそれぞれ違うということで、追加されているということである。

(採決の結果、議案第33号は原案どおり可決された)

4 議案第34号 鎌倉市学校給食調理員の服務等に関する規程の一部を改正する規程の制定について

安良岡教育長

次に、日程の4、議案第34号「鎌倉市学校給食調理員の服務等に関する規程の一部を改正

する規程の制定について」を議題とする。議案の説明を、願います。

教育部次長兼教育総務課担当課長

日程の4、議案第34号「鎌倉市学校給食調理員の服務等に関する規程の一部を改正する規程の制定について」提案の理由を説明する。

議案集、29ページをご覧ください。

第2条の職員の定義に、会計年度任用職員の根拠となる「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」を追加する。また、第4条の健康診断について、会計年度任用職員については任用の時期により定期健康診断の対象とならない場合があるため、第1号を削り、第2号及び第3号を繰り上げる。第1号を削ることにより、現在と定期健康診断の受診対象者が変わることはない。

最後に、第5条の準用規定について、議案第33号の「鎌倉市学校技能員の服務等に関する規程」と文言を合わせて、規定の整備を行うものである。

本規程の施行期日は、令和2年4月1日とする。

(質問・意見)

安良岡教育長

毎年定期に行われる健康診断というのはなくなるが、教育委員会が必要に応じて行う健康診断に含まれるということによいか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

定期健康診断については、正規の職員は定期に行われるが、会計年度任用職員については4月1日に採用される方については定期健康診断を受けることとなるが、年度途中で採用される会計年度任用職員については、定期健康診断を受けない場合もあるということで、今回このような規定を外させていただいた。

(採決の結果、議案第34号は原案どおり可決された)

5 議案第35号 鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

安良岡教育長

次に、日程の5、議案第35号「鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする。議案の説明を、願います。

教育部次長兼教育総務課担当課長

日程の5、議案第35号「鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」提案の理由を説明する。

議案集、31ページをご覧ください。

文化財課の事務分掌に係る文言を変更するため、「鎌倉市教育委員会事務分掌規則」の一部を改正しようとするものである。

32ページから34ページをご覧いただきたい。

第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画の策定にあたり、文化財保護法等の文言も参考に、より適した表現になるよう、実施事業名を「公開宣伝事業」から「文化財公開活用事業」に見直した。

事務分掌規則第4条の表文化財部の部文化財課の項第12号においても「公開及び宣伝」という文言を使用しているため、同様の整理を行い、「宣伝」を「活用」に改めるものである。本規則の施行期日は、令和2年4月1日とする。

(質問・意見)

安良岡教育長

文化財保護法が変わったということか。

文化財部長

法の文言自体は変わっておらず、「宣伝」という言葉を鎌倉市はずっと用いてきたのだが、これが適さないということで事業名を変更したことに伴うものである。

山田委員

そのとおりで、そうすべきだと思うのだが、先ほどの会計年度任用職員のように法律に伴う改正ではなく、元々の文言が適切でなかったという、さらによくするために文言を変えるというのも度々見受けられるが、そのようなものは、毎年この時期に見直すような制度になっているのか。それとも、気付いた時に変えるものなのか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

当然、法律が改正されれば、内容を全て確認するが、文言の整理については、ほとんどが気付いた時に改正することが多い。

山田委員

それは、どのような時に気が付くのか。要するに、たまたま何かをやろうとして、その時に改めてみたところ、これは適切ではないという時に変えているということか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

後は、法律の関係もあるし、市の計画、今回も基本計画の見直しの時に文言を変えた形になるが、いろいろ計画の策定や見直しの時についても、文言の整理をしている状況である。

朝比奈委員

分かりやすく、よろしいと思う。宣伝といっても宣伝するわけではない。何か指摘があったのではなく、おかしいということになったのか。

文化財部長

指摘ということよりも、このような文言というのは、時代の要請というか社会の変化に伴って、いろいろと考え方も変われば、用い方も変わるということである。

朝比奈委員

昔は、違和感はなかったのか。

文化財部長

あまり考えなかったのかと。

(採決の結果、議案第35号は原案どおり可決された)

6 議案第36号 鎌倉市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

安良岡教育長

次に、日程の6、議案第36号「鎌倉市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする。議案の説明を、願います。

教育部次長兼教育総務課担当課長

日程の6、議案第36号「鎌倉市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」提案の理由を説明する。

議案集、35ページをご覧ください。

会計年度任用職員制度の導入に伴う文言の整理及び図書館に勤務する職員の勤務を要しない日を変更するため、「鎌倉市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の勤務時間及び休暇等に関する規則」の一部を改正しようとするものである。

37ページをご覧ください。

会計年度任用職員の勤務時間については、新たに制定される「鎌倉市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則」及び各職の設置要綱に規定されるため、第1条中「教育機関の職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

また、来年度から図書館の定期休館日を平日の月曜日とすることに伴い、勤務日の調整をしやすいするため、勤務を要しない日を規定している別表中、中央図書館以外の図書館に勤務する職員に係る部分を削除し、図書館に勤務する職員全ての勤務を要しない日を「2週間につき1週間当たり2日の割合で所属長が定める日」とする。

本規則の施行期日は、令和2年4月1日とする。

(質問・意見)

安良岡教育長

これは、会計年度任用職員という位置付けができたので、正規の職員と区別なく、皆同じということになるのか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

会計年度任用職員については、先ほども説明したとおり、市長部局で会計年度任用職員に対する勤務や休暇の規定を定めることとなるので、教育委員会の部分については、「除く」という形にさせていただいた。

山田委員

文言に馴染みがないので、お聞きする。「2週間に付き1週間当たり2日」というのは、具体的に言うと2週間のうちで、本来1週間に2日休むのが望ましいが、例えば2週間のうちの4日、1週間に4日通しで休んでもよいという、そういう意味か。「2週間に付き」とか「3週間に付き」という言葉は少し分かりにくいのだが。

教育部次長兼教育総務課担当課長

こちら、2週間のうちの4日間という形で、そのうちどの日を選んでもよい、所属長が指定する日を休めるという形になる。

山田委員

そのように言われた方がずっと分かりやすいのだが、市役所の常識であれば、それでよい。これは、3週間では6日休めばよいということか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

3週間に6日休むとなっていたが、これはなくなり、2週間に4日になる。

教育部長

皆、2週間になる。

山田委員

これでよいなら、よい。

安良岡教育長

1週目1日で、次の週3日休むということがあるということ。

山田委員

「2週間のうち4日間休み」という方が分かりやすいと思ったのだが、皆さんが分かるならばよいと思う。

教育部長

役所の法令用語になっている。

山田委員

このようなものであるということか。少し違和感があっただけである。

安良岡教育長

1週間で2日休むとなっている。分かりにくい表現で申し訳ない。

(採決の結果、議案第36号は原案どおり可決された)

7 議案第37号 鎌倉市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

安良岡教育長

次に、日程の7、議案第37号「鎌倉市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする。議案の説明を、願います。

教育部次長兼教育総務課担当課長

日程の7、議案第37号「鎌倉市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」提案の理由を説明する。

議案集、39ページから41ページをご覧いただきたい。

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、「鎌倉市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」の一部を改正しようとするものである。

学校事務職員が、より主体的・積極的に学校の運営に参画することを目指し、学校教育法第37条第14項が、「事務職員は、事務に従事する」から「事務職員は、事務をつかさどる」に改正されたため、本市の規則第18条第1項第4号についても同様に、「事務職員は、事務をつかさどる」に改定するものである。

施行日は、令和2年4月1日とする。

(質問・意見)

安良岡教育長

書類を処理するだけというところから、学校事務職員の方も学校経営に関わってくれと変わってきて、今、企画委員会というのがあり、校長と総括教諭と事務職員も入り、学校のお金の今後の使い方や足りないもの、どのようなものがあるのかということ、学校経営の中に事務職として意見を述べ、一緒に経営に関わろうということが追加された。

朝比奈委員

権限が変わったのか。

安良岡教育長

権限というよりも、一緒に、学校経営を共にやろうと。

下平委員

そもそも、おもとの規則は前にもあったが、昭和30年とかの頃から、いわゆるお茶くみ事務処理の頃から引き継がれたものが、時代の変化とともにということか。

安良岡教育長

そのようなことが、今変わってきているので、含まれている。

(採決の結果、議案第37号は原案どおり可決された)

8 議案第38号 市有地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について(腰越小学校)

9 議案第39号 市有地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について(稲村ヶ崎小学校)

10 議案第40号 市有地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について(玉縄中学校)

安良岡教育長

次に、日程の8から日程の10については、全て同一の理由による損害賠償の額の決定についての議案であるため、一括して事務局からの説明及び質疑応答を行ったのち、個別に採決を行うこととするので、よろしく願います。全て損害賠償請求ということなので、まとめて行いたいと思う。

まず、日程の8、議案第38号「市有地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について」これが腰越小学校の分である。日程の9、議案第39号、これは稲村ヶ崎小学校の分である。次に、日程の10、議案第40号については、玉縄中学校における額の決定であるので、議案の説明について、一括して願います。

教育部次長兼教育総務課担当課長

それでは、日程8、日程9、日程10、それぞれの議案について、以上3件を一括して説明させていただきます。

これらの3件については、令和元年10月12日夜半から13日未明にかけて鎌倉市付近を通過した台風第19号に起因する学校敷地内で発生した倒木等により、近隣の民家等が損壊した事故

であるが、いずれの事故も本市の管理瑕疵があり、修理費用の支払い義務があると考えられることから、相手方に損害賠償金を支払おうとするもので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定によりお諮りするものである。

まず、議案集42ページをご覧いただきたい。議案第38号については、腰越小学校敷地内に自生する桜の枝が強風により折れ飛び、道路向かいの家屋の雨戸及び戸袋に損傷を与えたもので、相手方は議案集に記載のとおりで、賠償額は3万2,879円である。

次に、議案集45ページをご覧いただきたい。議案第39号については、稲村ヶ崎小学校第一グラウンドの脇に設置していた高さ約5mの防球フェンスが強風により倒れ、道路向かいの家屋の庇に損傷を与えたもので、相手方は議案集に記載のとおりで、賠償額は7万5,900円である。

最後に、議案集48ページをご覧いただきたい。議案第40号については、玉縄中学校敷地内に自生していた高さ5mから6mの樹木が強風により倒れ、隣接地に設置されているフェンスに損傷を与えたもので、相手方は議案集に記載のとおりで、賠償額は41万5,360円である。

なお、損害賠償金の支出にあたっては、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、市議会の議決が必要となることから、当委員会の議決後、現在開催中の市議会2月定例会に追加議案として提案する。

(質問・意見)

下平委員

これらは台風による被害ということであったが、本人からの申し出によるものか、それとも市の職員や小学校が点検して発見したことなのかが一つと、それから金額は、例えば壊れたフェンスを再生するという視点に立った算出によるものなのか。その2点を伺いたい。

教育部次長兼教育総務課担当課長

今回のこの台風については、それぞれ学校を点検、全校我々が点検した際に発見した部分と、枝折れが他の所に飛んでしまった部分については、その損傷があったご家庭から通報があり、現場を確認しながら、実際に行っているところである。

それから、賠償金額については、それぞれ元に戻すための修理をするために、相手方の方々が見積もり等、修理金額を算出した中で、それが妥当と判断し、この金額になったものである。

安良岡教育長

今後、同じような台風が来ることを考えると、学校の敷地内に大木がたくさんあるので、それらを今後どうするかというのは、考えていかなければならない。第二中学校も、倒木を少しずつ修理はできているところではあるが、これから崖が崩れたところとか、来年度また、まだまだ修正していかなければいけないところがあるので、大きな木は、何とか早く処理、修理したいと思っている。

教育部長

追加で捕捉をさせていただくが、台風があったから全てということではなく、瑕疵があったかどうかというところを判断した上で、対応していくということになっている。よくテレビなどでやっているゴルフ場のネット支柱が倒れても補償しないというように、天災については基本的には賠償しないという考え方がある。ただ、今回の学校の3件については、1件目は、前から枝払いをしてくれと言われていて、うちがしてこなかったということ。2件目は、ツタが、これは麻が這っているのだが、そもそもこれをやることによって風を受けてしまう原因を作ったのが学校ということ。3件目も、木が実は枯れていて、切ろうと思っていたところに台風が来て倒れてしまったということで、私共の管理瑕疵があるという弁護士の見解を基に、今回は賠償をしていくということになっている。全て賠償金ということではないということだけ、ご報告をさせていただく。

(採決の結果、議案第38号は原案どおり可決された)

(採決の結果、議案第39号は原案どおり可決された)

(採決の結果、議案第40号は原案どおり可決された)

11 議案第41号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について

安良岡教育長

次に、日程の11、議案第41号「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について」を議題とする。議案の説明を、願います。

教育部次長兼教育総務課担当課長

議案第41号「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について」の提案の理由を説明させていただく。議案集の、51ページをご参照いただきたい。

本件については、今回、公益社団法人鎌倉市医師会、一般社団法人鎌倉市歯科医師会及び鎌倉市薬剤師会から、標記の医師、歯科医師及び薬剤師につき、一身上の都合による退任及びそれに伴う後任の推薦があったので、任期途中で解嘱及び委嘱を行おうとするものである。

その内容だが、令和2年3月31日で解嘱を行おうとする学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、後藤正道氏、菅原謙二氏、原宣道氏、峯崎あり沙氏の4名となる。

また、令和2年4月1日に新たに委嘱を行おうとする学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、湯浅章平氏、長主直子氏、宮木太郎氏、根岸大輔氏の4名で、任期については、前任者の残任期間である令和3年3月31日までとする。

(質問・意見)

特になし。

(採決の結果、議案第41号は原案どおり可決された)

12 議案第42号 令和2年度(2020年度)鎌倉市学校教育指導の重点について

安良岡教育長

次に、日程の12、議案第42号「令和2年度(2020年度)鎌倉市学校教育指導の重点について」を議題とする。議案の説明を、願います。

教育部次長

議案第42号「令和2年度(2020年度)学校教育指導の重点」について説明する。

別紙資料「令和2年度(2020年度)学校教育指導の重点(案)」をご覧いただきたい。

2月定例教育委員会において、「令和2年度(2020年度)学校教育指導の重点(案)」について説明し、ご協議、ご意見をいただいた結果、原案からの変更はない。

なお、昨年度同様、重点項目に関する具体的な内容については、「令和2年度(2020年度)教育指導課事業等について」という形で、各学校へ周知していくので、ご了承いただきたい。

中面の関連事業及び最後のページについては、令和2年度(2020年度)予算の議会議決後、決定とする。

(質問・意見)

安良岡教育長

この前、いろいろ皆さんからご意見をいただき、そして最終的にこれでどうかということだが、開いていただき教育大綱のところがあるが、この基本目標は変わらないので、新しく教育大綱を作るが、この確認でさせていただきたい。

(採決の結果、議案第42号は原案どおり可決された)

安良岡教育長

それでは、日程の1、報告事項のアは非公開とするので、関係職員以外の職員の退席をお願いします。

(関係職員以外の職員退席)

非公開

1 報告事項

(3) 課長等報告

ア 県費負担教職員人事の内申に係る専決処分の報告について

安良岡教育長

これをもって3月定例会を閉会する。